

平成 21 年 12 月 22 日

ご利用のお客様各位

岩手県北自動車株式会社

## 「バスカード共通乗車の取扱い終了」について

岩手県交通株式会社と岩手県北自動車株式会社の両社間における、バスカード共通乗車の取扱いを下記のとおり終了させて頂くことと致しましたので、お知らせ申し上げます。

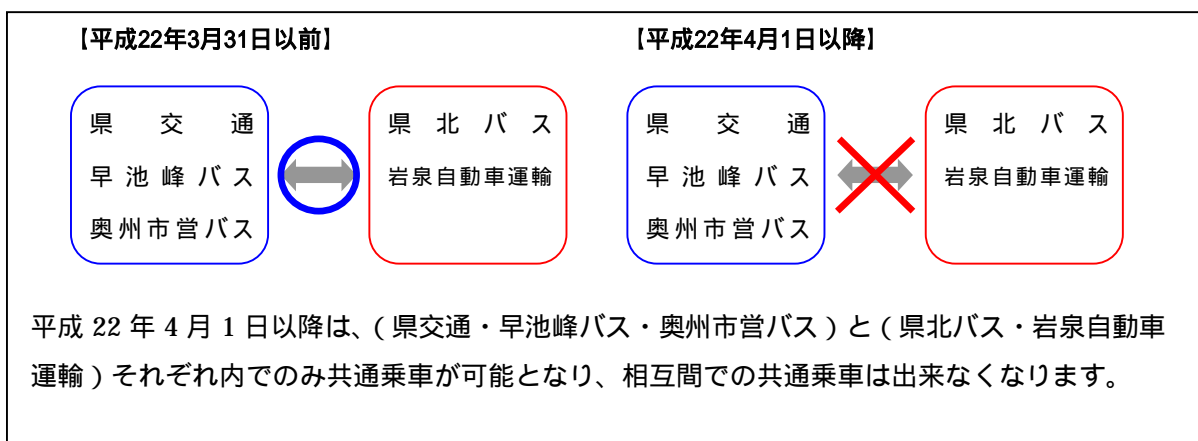
### 記

#### 1. 「バスカード共通乗車の取扱い終了」について

県交通及び県北バスとの間におけるバスカード共通乗車の取扱い(以下:本件と言います)は、平成 22 年 3 月 31 日をもって終了します。

本件につきましては、県交通と県北バスとで契約更改の交渉を続けて参りましたが、経営環境の変化に伴い、両社間でのバスカード共通乗車の取扱いを継続することが困難となりました。ご利用のお客様にはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

尚、今回終了させていただくのは、県交通発行カードによる県北バスへの乗車と、県北バス発行カードによる県交通への乗車の取扱いに限ります。平成 22 年 4 月 1 日以降も、県交通発行カードによる県交通への乗車と、県北バス発行カードによる県北バスへの乗車は引き続き可能です(早池峰バス・奥州市営バスは県交通と同様の取扱いとし、岩泉自動車運輸は県北バスと同様の扱いとなります)。



#### 2. 「バスカード共通乗車の終了に伴う払戻し」について

バスカード共通乗車の終了に伴い、バスカードの払戻しを希望されるお客様に対しては、共通乗車終了日の翌日、平成 22 年 4 月 1 日より一定期間、無手数料にて払戻しの取扱いを致します。(払戻しの詳細につきましては、改めてお知らせ致します。)

**お問い合わせは**、お近くの営業所または、

本社乗合事業部 019-654-5811 (月~金 9:00~17:00)